

重度知的障害のある人の意思決定支援について

友愛みどり園職員研究集団

はじめに

近年、障害のある人の「意思決定支援」についての論議が盛んになりつつあります。

昨年改正された障害者基本法第 23 条には「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、・・・」と初めてこの文言が織り込まれました。また、総合福祉法について精力的に検討を行っていた「障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会」の骨格提言には「必要とする支援を受けながら、意思（自己）決定を行う権利が保障される旨の規定」を置くべきとの内容が提言されています。そして平成 25 年 4 月施行予定の「障害者総合支援法」では、指定障害者サービス事業者等の責務として「障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならない」と規定されています。

障害者福祉現場においては、多くの事業所が理念として「自己決定（権）の尊重」「意思決定の尊重」を掲げています。しかし、「意思決定支援」という視点での取り組みはまだまだ「遅れている」という状況にあると思われれます。

実際、「意思決定の尊重」ということにおいても「どのように」、ということに戸惑いを覚えることも多々あります。その代表的なものは（話し言葉を持たない人などの場合）様々な方法で情報を伝え、本人の意志の確認方法を工夫しても、本人の意志が確認できない、というようなものです。このため、私たち支援者は本人の生育歴や生活実態などのバックグラウンドを踏まえ、寄り添い、本人にとって「善かれ」と思われる方向での意思決定への「支援」を行っています。しかしこれも一步誤ると、従前のパターンリズムと同じこととなってしまいます。

障害の重い人たちも「自分の人生は自分で決める」、という当たり前の人権をどう保障していくのか、その方法論を明らかにしていくことが求められています。

「意思決定支援というのは、その時点における障害当事者がどのような意思決定が出来るかという狭いものではなく、ライフスタイルを通じた持続的、継続的な関わりの全体をさすものである。」(注)とされていますが、今回、まずは自分たちの支援場面での「意思決定」に係る実践を振り返り「意思決定支援」方法論構築の基礎作業としたいと思います。

(注)藤岡毅 障がい者制度改革推進会議第 15 回総合福祉部会提出参考資料「新法における『権利擁護』『意思決定支援』等に関する提言書」

I 経過

事例 1

A ホーム（12人）、今日は月一回のお楽しみ「外出」の日です。お腹が空いたので、デパートの中のフードコートで昼食をとることにしました。

フードコートは、たくさんのお店が並んでいます。すると、自分の行きたいお店を選んで3、4人のグループを作って職員と一緒に入って行きました。話し言葉を持たない人たちも、しっかりと「意思決定」をしているということです。

このエピソードは、「食べる」という楽しいことを選ぶ場面であること、そして生活体験の中で学んでいる「マクドナルド」や「吉野家」などのお店のロゴマークなど、分かりやすいヒントがあれば、「意思決定」をスムーズに行なえることを教えてくれます。

しかし、この様な場面では発揮できる「意思決定」の力も、他の日常場面ではなかなか「見られない」「見せてくれない」という状況が実際にはあります。

友愛みどり園では、11年前の成立当初から「自己決定」を大切にしようと意思統一してきました。しかし、その方法については試行錯誤が続いているという状況です。

その中でも「集団（としての）意思決定支援」については、「ミーティング」という場面を通して継続的に取り組んできました。

具体的には、「ホーム」毎の外出先（当施設では、毎月ホーム毎に分かれて、自分たちの好きな場所に外出をしています。）や調理のメニューを決めるということです。ここでは、外出先を決める時の取り組みを紹介します。

1) イメージを持ちやすくするために・・・

開所当初は、利用者から「あそこに行きたい！」といった要求や要望も見られず、現在のように毎回利用者の意見を引き出して、行きたい場所を決めるといった方法は行っていませんでした。それは、利用者にとって「外出」のイメージが持ちづらかったからだと思います。利用者はこれまで定期的に、気の知れた仲間と一緒に外出をする、行きたい場所や好きなものを食べに行くといったことがあまりなかったからです。まずは、外出の楽しさを知ってもらうために、職員が外出先を提案し、外出を重ねることで経験を積んでもらおうと取り組みました。また、外出先決めミーティングや外出前に、写真や絵、紙芝居といったツールなどを使い、外出に行く場所のイメージや、見通しを持ちやすくするために工夫をしてきました。こういった工夫をすることで、利用者もツールに注目する様子が見られたり、「外出＝楽しみ」というイメージが持ちやすくなったように思います。

事例 2

これまで、「外出」というイメージが持ちづらかった利用者がほとんどな中、職員から「工場見学に行ってみよう！」と提案しました。みんなイメージが湧かないながらも当日見学に行くと、機械をじーっと見たりする姿や、見学の最後に試飲や試食を楽しむ姿が見られました。次の月には「展望台に行こう！」と提案、しかし高い所に登ってみると怖がる方が多く、その帰りの車中では「前に行った工場見学の方が楽しかったね。またあそこに行きたいな。」という意見が出始めました。そうして次の

月には外出決めのミーティングで利用者から意見が出されるようになりました。

事例 3

季節や自然を感じてほしいという思いから、職員から「バラ園へのハイキング」を提案してみることにしました。提案するときに、バラ園の魅力的な要素を伝えるように工夫しました。「みんなで楽しくハイキング」「名物バラソフトクリーム」「コンビニ」「美味しいパン屋」などなど、個々が外出で楽しめる内容を、写真やイラストを使って提示し説明をしました。このような職員の提案の中に自分たちが楽しめる要素を見つけると、「ソフトクリーム美味しいかな?」「お土産も買えるの?」と、外出を楽しみにしてくれる様子が窺えました。

2) 選択肢を拡げ、決めやすくするために・・・

様々な外出を重ね、外出の楽しみや経験を積むことで、次第に利用者から行きたい場所が、要求、要望といった形で出てきました。また、これまで行ったことがある場所や、好きな食べ物などの経験から意見を出してくれる様子が見られてきました。こういった、利用者からの要求、要望によって外出先を決める方法を行なうようになってきました。選択する際に、どうやって選んでもらうかといった選び方や選びやすさへの工夫、また、どうやってひとつの外出先に決定するかといった、決定方法についての工夫や支援を行ってきました。

事例 4 「投票箱」

利用者から行きたい場所や、食べたいものなどの意見が出るようになってきました。そのため、多数決で外出先を決定するようにしました。しかし、多数決といっても、利用者それぞれが提示された事物を選択し確実に決定しているのかといったら、疑問が残りました。そこで、みんなが選択しやすいように投票箱を作りました。また、その箱に選択する写真を貼り、本人の目線に合わせて置いてあげることで、決めやすくなるのではないだろうかと考えました。それまでは、なかなか選ぶことができなかつた利用者も、自分が行きたい場所の写真が貼ってある投票箱をじっと見て、その投票箱に票をいれる姿が見られました。

3) 要求・要望を育てる支援

利用者から要求、要望がでることはとても良いことですが、自分の要求を言える方が中心になってしまい、外出先が偏って決まってしまうこともみられてきました。このような経緯から、私たち職員は集団で外出先を決めるにあたって、話し言葉を持たない方や、要求、要望が出しづらい方の意見も大切にしたいと考えました。それは、話し言葉を持つ方の意見を認めながら、持たない方の意見も引き出し、それらの意見をすり合わせたり、対立させたりする中で、いわゆる多数決制や、利用者主体の実行委員を組織し、発語がない方の意見を代弁するといった方法で取り組んできました。後述のエピソードでは、周りの仲間の意見を代弁してくれる利用者や、利用者同士で意見し合い、その意見から選択肢を出して決定する様子が見られるようになってきました。

事例 5 「実行委員方式」

ホームの外出は、発言力の強い A さんの意見に偏りがちでした。職員は、自分の意見が言えない、出しづらい方の要求、要望も叶えてあげたいという思いがありました。そこで、ホーム内の A さんも

含めた複数名の利用者で、実行委員会を組織してもらい、外出先を提案してもらいました。実行委員たちで話し合うことで、「Bさんは公園が好きだよ」「Cさんは、デパートが好きだね」と、発語のない方の意見を代弁してくれました。実際に外出先を決めるミーティングでは、公園かデパートかを選択する場面で、発語のない方も明らかに自分たちが行きたいと思えるところを選んで見られました。

4) 意思決定要素へのアプローチ方法

決定する時には、目の前にある情報だけを比較し決定するのではなく、決めるときの人間関係なども影響してきます。それとは反対に、人に影響されて自分の思うように比較し決定ができない方もいます。意思決定には様々な要素が絡んでいるということを考えさせられるそんなエピソードを紹介します。

事例6「プレゼン方式」

外出先を決めるミーティングの時です。予め行き先を2つに絞ったところで、今回は、それぞれに職員のプレゼンを用意し、お互い争うように行き先を決めていきました。

一つ目は、「職員Aさん」。続いて「職員Bさん&利用者Aさんコンビ」。事前に多くの情報を持っていよいよ、投票の時です。

情報量の多さや、雰囲気が良かった「職員Bさん&利用者Aさん」チームに票が集まります。また、情報量や雰囲気に限らず、「職員Bさんについていってみよう!」、また、「利用者Aさんがプレゼンしているから!」とプレゼンしている「人」に左右される様子も見られました。

ここまで、集団意思決定支援の経過を報告させて頂きました。集団で外出先を決める様子や、これまでの変化を記述しましたが、変化といっても集団でひとつの事物を決める中で、1)から4)に様子が変わっていったということではありません。今でも、イメージを持ちやすくするための工夫として、絵、写真、紙芝居等を使い説明したり、多数決制や新しい事物への挑戦、経験等をしてもらったりと、上述した取り組みが多様化されています。

利用者が集団で意思決定をする時、個人の意思決定がなければ集団の意思決定はなしえません。集団で何かを決める時には、必ず利用者ひとり一人が、意思決定をしていますし、逆にひとり一人の意思決定が不可欠であると思います。今後も私たち職員は、その利用者の意思決定を見極め、工夫や取り組みを通して、意思決定支援として行っていく必要があると思います。

II 実態把握

前述のように、友愛みどり園では、「集団としての意思決定」において工夫し取り組みを行ってきたという経緯がありました。集団として意見をまとめる・意見を作り上げるといった事は、様々な規模の社会・集団にとって必要なことであると思います。そういった意味ではこれまでの取り組みについても「必要なこと」だったと言えるでしょう。

しかし、集団ではなく個人の意思決定に目を向けた時に、果たして十分な取り組みや配慮が出来ていたでしょうか。集団としての決定を急ぐあまりに、利用者個人がどのような場面で、または何を

って意思決定をしているのかということについて意識的な取り組みは弱かったように思います。

そこで改めて個人に着目し、どのような場面で意思決定が見られるか実態の把握を行なうこととしました。

調査方法 友愛みどり園職員への聞き取り

「一般的な」意思決定の定義※について、友愛みどり園職員が共通理解をした上で、それぞれが日常生活の中で利用者の意思決定と思われる場面を挙げる。

※ 意思決定の定義 ㊤「イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理」菅富美枝 ミネルヴァ書房による

- ①自分の置かれた状況を客観的に認識して、意思決定を行なう必要性を理解し、
- ②そうした状況に関連する情報を理解、保持、比較、活用して、
- ③何をしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めること

主には日常生活場面における実態を整理していくことで、知的障害の重い人の意思決定については、いくつかのレベルに分類できることがわかってきました。それぞれのレベルにおける「意思決定」について、場面ごとに整理していくこととします。

事例1 Aさん 30代 女性 障害程度区分3

Aさんの所属するホームでは、毎朝のミーティングで各生産活動グループの当日の作業内容などの確認を行ないます。ミーティングの進行役を任されていたAさんは、次々に各生産活動グループの利用者さんに「今日の仕事は何ですか？」と確認していきます。あるグループの利用者さんに同じように質問したところ、今ひとつ作業内容が分らない様子でした。作業の内容が確認できないとミーティングは止まってしまいます。そこでホームの職員はAさんに「B職員さん（担当職員）に聞いてみれば・・・」と提案しました。Aさんは少し（どうしようかなあと）悩んでいるようでしたが、おもむろに席を立ち、内線電話を使い2階にいるB職員に作業内容を教えてもらいました。これまでもこういった状況は何度かありましたが、「電話を使ったほうが楽なんじゃないかな」と職員が促しても、Aさんはその度に2階や他の部屋にいる担当職員の所へ直接確認しに行っていました。

この時のAさんの行動は①作業内容が確認できなければミーティングが進まないという状況を理解し、②普段通り2階まで行くのか、または電話を使うのかを考え、③電話を使って確認するといったものでした。

このAさんの事例は意思決定の定義にも当てはまり、日常生活における意思決定と言えるのではないのでしょうか。

しかし、友愛みどり園の利用者の多くは、ここで言う「定義」に当てはめると「意思決定出来ている」とは言えない事例がほとんどでした。では何故友愛みどり園の利用者たちはこの「定義」に沿った意思決定が出来ていないのでしょうか。多くの利用者にとって、「定義」にもある「客観的に認識」など、苦手分野ともいえる文言があるからでしょうか。実際に客観的な認識や、見通しといった部分の理解の難しさが重度の知的障害がある方達にとって、意思決定をする上で大きな障壁となっているようです。

そこで、私たちは友愛みどり園の利用者も「意思決定できる」という認識の下、「定義」には沿わな
いながらも、『意思決定とみなす定義』を定め、利用者の意思決定場面について整理し直して
みることにしました。

友愛みどり園における『意思決定とみなす定義』

- ① 抵抗がある、もしくは決めなければならない場面であり
- ② 選択肢があり、
- ③ 考える間や葛藤があり、決定している。

ここで注意しなければならないこととして、上記の『意思決定とみなす定義』に挙げた3点に合致
しながらも、次のキーワードに当てはまりそうなものについては点検の必要があると考えます。

【点検キーワード】

- 生活習慣やこだわり行動 ●本人の生理的欲求 ●物理的抵抗があり諦めざるを得ない状況
- 選択肢の質など

上記のように「意思決定とみなす」ことも含め、利用者の日常生活場面を振り返ってみると、多く
の方が意思決定していると言えることがわかってきました。

事例2 Bさん 20代 女性 障害程度区分5

ちょっとのんびり屋さんのBさんは、普段の生活の中では行動に移るまでに少し時間がかかります。
職員の声かけを待ってみたり、周りの様子を気にしてみたりと。そんなある日、友愛みどり園の午後
の活動が終わり、着替えに向かおうとしていたBさんに「あれ、Bさん、もうホームのミーティング
が始まるんじゃないかな？」と職員が問いかけました。Bさんはチラッとホームのほうに目を遣るも
の、少し考えた後で首を振り、更衣室を指差し着替えに向かいました。

ここでは、職員が何気なく掛けた一言で、Bさんは自分が元々着替えにしようと考えていたところ
に「抵抗」が生じました。(①) Bさんは着替えをするということ、ホームに戻るということの選択
を迫られたのです。もちろんここでの職員の問いかけは、ホームに戻るような促しでもなく、着替え
を止めるような指示でもありません。Bさんがどちらの選択肢を採ってもBさんの選択は尊重される
ものでした。(②) それに対しBさんはホームのことをチラッと横目に見て、悩んでいる(葛藤してい
る)様子でした。そして考えた結果、「今はホームに戻るのではなくて、私は着替えに行きたいの！」
というジェスチャーで意思を伝えてくれました。(③)

この事例のように職員の何気ない一言は、Bさんにとって自分の意思(やりたい事)を考えるきつ
かけになったのだと考えられます。

それでは、意思決定定義または意思決定とみなす定義のどちらにも該当しない場合はどうでしょう。

事例3 Cさん 30代 男性 障害程度区分6

Cさんは共同生活介護(ケアホーム)を利用しています。もともと外泊などは苦手で、園で毎年行

なっている旅行でも不安な表情で参加しています。そんなCさんがケアホームを利用し始めた当初のことです。

園からケアホームに向かうワゴン車にCさんは乗っていませんでした。それどころか、これまで自宅へ帰るために利用していた、送迎バスに乗っていました。職員が「Cさん、今日はどうするんだっけ?」と問いかけると、とても困った表情で職員のことを見つめて、次の言葉を待っているかのようでした。もちろんここでの職員の声掛けには、「あなたの帰る場所はケアホームですよ」という意図がありました。このようなやり取りの後に、Cさんは悩みながらも決心した表情でワゴン車に乗り込んだのです。

Cさんは、本人の中ではケアホームに帰るということは分っていながらも、自宅に帰りたいという思いがありました。しかし、職員の「どうするんだっけ?」という声掛けから職員の意図を読み取り、自分の（帰りたいという）思いを押し殺し、ケアホームに帰ることを決めました。

この事例では、本人の要求・欲求実現のための行動であることから、レベル2の意思決定とみなす定義の点検キーワードに該当し、そもそもここで言ってきた意思決定という定義から外れてしまいます。しかしながら、このような相手の意図を汲み取り葛藤の末自分の気持ちをコントロールし、折り合いをつけるという行動については、十分に評価すべきものであると考えます。このような様子を意思決定の前段階と捉え、「前意思決定」と呼ぶこととします。

前意思決定とは

意思決定定義または友愛みどり園における意思決定とみなす定義のどちらにも当てはまらず、意思決定の前段階とも言える様子。

前意思決定と思われる場面

- i、やむを得ない状況で、『考える間や葛藤』があって決定する
- ii、職員が一定の方向や意図を持ちながらも、本人に『考える間や葛藤』が生じるような働きかけをした結果、自己コントロールし折り合いをつける。

友愛みどり園での実態調査の結果、上記の事例のように3つのレベルによって分類できることが分かってきました。

- レベル1 本来の意思決定の定義に当てはまる方
- レベル2 友愛みどり園の意思決定とみなす定義に当てはまる方
- レベル3 どちらにも当てはまらないが、前意思決定の様子がみられる方

Ⅲ 意思決定支援方法について

ここでは友愛みどり園利用者の日常生活の中での意思決定場面を取り上げ、実態の把握から見えてきた必要な支援、工夫、取組みについて考えます。

1. 一般の意思決定定義における支援

事例1 Dさん 40代 女性 障害程度区分3

友愛みどり園では、週に一度サークル活動の時間があります。この時間は利用者それぞれが自分のやりたい事に参加する、といった選択の機会にもなっています。Dさんは毎回のようによく好きなパソコンサークルに参加しており、この日もホームの職員からパソコンサークルの時間に行なう「仕事」を頼まれていました。責任感の強いDさんは、いつものようにパソコンサークルに参加しようとしていました。そんな時、「今日の音楽サークルはカラオケをやるんだって！」と仲間から聞いたようです。困ったことに、Dさんはカラオケもパソコンと同じように大好きなのです。Dさんはサークルが始まる間際まで、どちらのサークルに参加するのかを真剣に悩んでいました。そして、悩んだ末に音楽サークルに参加することを決めたようです。そんなDさんに対し、「仕事」を頼んだ職員は「音楽サークルにしたんですね、楽しんでくださいね！」と笑顔で送り出しました。するとDさんも「行ってきます！」と嬉しそうに出かけていきました。

この事例では、どちらのサークルに参加するか悩んでいるDさんに対し、悩みを解消してあげる、アドバイスするなどの手助けはしていません。職員は、Dさんにとってどのような（意思決定）支援が必要かを考えた上で、「見守る」という支援を選択しました。Dさんは、サークルが始まる時間（決めなければならないこと）も理解しており、情報（仕事・カラオケ）があり、それを選択する力があると判断したからです。また、ここでの「見守る」という方法と同じように大切なことは、Dさん本人が考え、決めた（音楽サークルに参加する）ことに対し、職員がそれを尊重したということです。実際に笑顔で送り出されたDさんはとても嬉しそうな表情をしていました。このように、自分で決定することの経験を積んでいくことも、様々な場面での意思決定に生かされてくるのではないのでしょうか。

集団で生活していると、つい時間を気にしてしまい執拗に選択を迫ったり、職員の介入が多くなってしまったり、または意図的な誘導をする事があるかもしれません。しかし、上記の事例のように、日常生活における意思決定場面や本人の迷い・葛藤を見出し「見守る」、また利用者の決定に対し十分に評価することが意思決定支援においては大切であると思いました。

上記の事例はいわゆる一般の意思決定定義に当てはまるケースですが、それに当てはまらない、意思決定と「みなす定義」における意思決定支援を様々な角度から見ていくことにしましょう。

2. 友愛みどり園における意思決定とみなす定義における支援

①抵抗がある場面、もしくは決めなければならない場面への支援

決めなければならないということ、またはそのような状況を客観的に認識することが難しい方に対して、支援を行いました。

事例2 Eさん 30代 男性 障害程度区分5

ホームで毎月行なう調理のメニューを決める時のことです。Eさんもしっかりと席についてミーティングに参加してくれています。しかし、見通しが持ちづらいEさんにとって、雰囲気は感じながらも何について話をしていて何を決めるのか、といった点についてはイメージが湧かないようでした。

そこで職員はミーティングが始まる前に、Eさんに調理のイメージを持って貰うために、敢えて個別の空間を用意し、説明することにしました。説明には食べ物の写真やイラストを用い、Eさんがイメージしやすいようにしました。

その後のミーティングではしっかりと調理のメニューを選択することが出来ていました。

これまでも集団としての意思決定への取組みとして、ミーティング＝話し合い（会議）といった雰囲気を作る工夫をしてきました。しかし、集団としての雰囲気は出来てきても、Eさんに対してはまだ工夫が必要でした。この事例のように個別な空間を設定し、本人に合ったツール（写真・イラスト）を使用することで、状況の認識に繋がり「何かを決める（選択を求められている）時だ」ということへの理解に繋がったのだと思います。

②選択肢に対する支援

選択肢という「情報」を理解、保持、比較、活用することが難しい利用者に対して、職員が選択肢を絞っていくのではなく、利用者自身の経験や嗜好に着目した選択肢を用意する等の支援を行なってきました。

事例3 Fさん 30代 男性 障害程度区分4

Fさんは陶芸班に所属しています。陶芸班は主には陶芸小屋で作業を行ないますが、作業を分担するために、小屋のすぐ隣にある温室内でも作業を行うスペースを設けています。Fさんも何度か温室で作業したことがあります。

ある日、Fさんと一緒に陶芸小屋に向かっていた時の事です。Fさんは陶芸小屋に向かう足を止め、温室を指差して職員へアピールしてくれました。職員はFさんの主張（温室で仕事がしたい）をしっかりと受け止め、Fさんのために作業を用意しました。Fさんはいつもの陶芸小屋で作業を行なう時よりも、集中し楽しそうに作業を行っていました。

Fさんはこれまで陶芸小屋や温室といった、どちらの作業場も経験していたことで、選択肢が二つになり、自分で作業場を選ぶことが出来たのだと思います。ここでも職員はFさんの決定（思い）に寄り添い、共感することで「この選択でもいいんだ」とFさんにとっての選択の幅が広がったのだと思います。

選択肢に対する支援として、生活の中で本人に適した空間や作業を提示してあげること、本人の意思を推察し提示することが考えられます。どちらかを選ぶ、という点においてはどちらを選んでも尊重できるような「質が同じ選択肢」であるほうが好ましいと思いますが、利用者にとって安心できる選択肢を本人と一緒に創り上げていくことも大切な支援方法であると考えます。

③考える間があって葛藤し決定する場面への支援

日々の生活をしていく上で「流れ」を大事にしている方は多くいると思います。流れのままに生活していくことはある意味ではラクな事なのかもしれません。しかし、その多くは本人の意思ではなく習慣になっているように思います。そのような場面において考えることや悩むことも意思決定には必要な要素なのではないでしょうか。

事例4 Gさん 30代 男性 障害程度区分5

Gさんが帰りの仕度を整え、送迎バスに乗ろうとしている時のことです。いつもなら下駄箱で靴を履き替え、すぐに送迎バスに乗るのですが、この日は違いました。普段からGさんとよく遊んでいる大好きな職員にバスに向かう途中で手招きされました。Gさんは立ち止まり、職員のほうへ向かい

けましたが、「また明日な！」と言わんばかりに手を振りバスに乗り込んでいきました。

職員はGさんが帰ると分っていながら、敢えて手招きをしてみました。そのことがGさんにとっていつもと違う生活の流れになり、考える間や葛藤を生んだようです。上記のように、職員が意識的にいつもの生活に一石を投じることで、普段何気なく選んでいたことについても、考え、葛藤するきっかけになったのではないのでしょうか。

3. 前意思決定場面における支援

日常生活の中に考える間や葛藤、または悩むことを多く引き出すことが大切だと思います。

事例5 Iさん 20代 男性 障害程度区分5

Iさんは窓を閉めたいというこだわりのある方です。こちらとしては夏の季節は開けておいて欲しいものですが……。そうとはお構いなしに親切なIさんは窓という窓を閉めてくれます。閉める度に「今日は暑いから開けておいてね」とお願いをしているのですが、なかなか納得がいかないようです。ある時、窓を閉めたIさんに「あれれ～!？」と窓を指差し言ってみました。するとIさんは迷った表情を浮かべながらも窓を開けてくれました。

職員とIさんの窓をめぐる攻防は数年続いています。もちろんIさんは窓を閉めたいので、窓を開けてほしいという職員の思いとは逆です。「開けてください」とお願いするのではなく、敢えて「あれれ」とだけ声を掛けたことが、Iさんにとって「こいつ（職員）は何を言いたいのかな」と考えるきっかけになり、いつも言われていた「窓を開けてほしい」という職員の思いに対して「こいつ（職員）が言うならしょうがない」と折り合いを付けてくれたのだと思います。

一見すると前意思決定の場面は、職員の意図を押し付けてしまうだけのパターンリズムとも思われてしまうかもしれません。しかし、ここで言う一定方向の意図を持った働きかけとは、職員の狙いや想いは持ちつつも利用者の心を揺さぶるような声かけや働きかけを指します。職員は日々の声かけや働きかけにも配慮し、利用者が日常生活の中で自ら考え、葛藤できるような機会を作れるようにすることが大切であると考えます。また、この前意思決定と見られる場面を多く引き出し、積み重ね経験していくことが、現状では意思決定の難しい利用者の意思決定を確かなモノにする為に必要なことなのではないのでしょうか。

まとめ

以上、まだまだ手探りの段階ですが、意思決定支援方法について考え、取り組んできました。この中で、次のことが仮説的に言えるのではないかと思います。

- ①どんなに（知的）障害の重い人も意思は存在し、個別的・具体的場面においては意思決定ができる可能性がある。
- ②日常生活における意思決定場面を支援者が見出し、評価することにより本人が意識化し、意思決定意欲が高まる。また、意思決定が楽しさ・生活の豊かさにつながるような場面を意識的に設定し、経験を積んでもらう取り組みを行うことにより、「個別的・具体的場面」は広がり、意思決定能力は高まる。

③支援方法構築のキーワードとして、「分かりやすい情報提供」・「選びやすい選択肢の提供」・「葛藤」・「間」・「見守る」等がある。

「意思決定支援」は、間違えると「意思決定を迫る」働きかけや「支援者の意図への誘導」となる危険性を含んでいます。

意思決定をしたくなるような豊かな暮らしの保障、そして本人の主体性を育む発達保障の取り組みの中でこの「意思決定支援」は位置づけられる必要があると思います。

今後、「意思決定支援システム」の検討が行なわれ、制度化される可能性もありますが、真に本人の意思が尊重される仕組みにしなければなりません。それにはまず、意思決定支援方法についての活発な研究・検討が行なわれる必要があると思います。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで！」ということばの重みを感じつつ、現場での実践・研究を今後も続けていきたいと思っています。

参考文献

- ・「イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理」菅富美枝 ミネルヴァ書房
- ・増補「知的障害者の自己決定権」平田厚 エンパワメント研究所
- ・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会
「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」
その他提出資料

(本研究執筆担当：大久保 健・金室 修平・奥山 直廣)